

4章 基本方針

1. 史跡旧島松駅通所の整備によって伝えたい価値

整備の理念と基本方針を検討するにあたり、これまで整理してきた史跡旧島松駅通所の本質的価値及び付加価値を踏まえ、史跡の重層する歴史的価値を広くわかりやすく伝えるため、史跡の整備によって伝えたい価値を以下のとおり整理する。

(1) 古くから石狩の交通の要衝であった島松地区

1) 多くの人々が行き交った島松地区

- ・ 日本海と太平洋を結ぶ石狩低地帯には、縄文時代をはじめとする数多くの遺跡が知られており、古くから人々の生活の場として重要な地域であったと考えられる。17世紀ころには、日本海と太平洋を結ぶ内陸のルートとして古地図類にも記録されるようになり、石狩と勇払を結ぶ河川を利用した人々の往来があったことが分かる。
- ・ 18世紀以降、島松の名（シママップ、シュマ満布等と記載）がしばしば古地図等に現れてくるのは、蝦夷地における諸産物の生産、集散地、蝦夷檜の伐採などとして活発となったこと、旅行者や探検家の多くが川筋を利用したからだと考えられる。
- ・ シママップアイヌは、17世紀以降、和人の活動が強まった影響を受け、アイヌ民族社会は衰退の一途をたどり、19世紀初め頃に上流・下流域のコタンは荒廃した。現在は、島松川左岸チャシ跡からアイヌ民族の痕跡を見ることができる。
- ・ 旧島松駅通所の北側、国道36号と道央自動車道高架下には、昭和30年代後半まで「島松軟石」が切り出された軟石採掘跡が見られる。史跡においては、駅通所の柱礎石や指定地内の碑などに使用されている。

2) 北海道特有の駅通制度と島松駅通所

- ・ 駅通所の元となった宿駅とは、交通の要衝で、旅人の宿泊や、荷物運搬の人馬を中継ぎする設備のあったところで、北海道における宿駅制度は江戸時代、松前藩によって開設されたと言われる。当初は会所や運上屋などと称されていたが、明治5年（1872）に、北海道特有の制度として駅通所（駅通扱所）と改められた。
- ・ 全道の駅通所は、内陸部への入植と道路の開削整備が推進するにつれて増加しながら、新設や統廃合を経て、最盛期の昭和10年（1921）には、全道で270カ所の駅通所が存在した。その後、入植者の集落化や鉄道や軌道の敷設が進み、昭和22年（1947）3月をもって駅通制度が廃止された。道内で駅通所建物が現存する例は少ないが、跡地に建物や碑が設置されている。
- ・ 安政4年（1857）にはじまった「札幌越新道」は、銭函から札幌、島松を経て、千歳に至る陸路が開通し、それまでは千歳越（シコツ越、ユウフツ越）によって陸路と水路を利用して移動していたが、これによって太平洋側と日本海側とが陸路で通ずるようになった。この時、トヨヒラ（札幌）と千歳の間地点であるシュママップ（島松）の右岸（現恵庭市）側に休憩小屋が置かれた。シュママップは札幌越新道を通った人々の日記に休憩・昼食場所として書かれており、ちょうど谷間となる島松は山を下った旅人の休憩の場となっていたと考えられる。

- ・ 明治6年(1873)には、日本初の西洋式車馬道である「札幌本道」が開通するのに伴い、勇払場所総支配人であった山田文右衛門が島松川右岸の恵庭市側で駅通業務を開始した。これが島松駅通所の始まりであり、明治以降最も早くに設置された駅通所であった。
- ・ その後、駅通取扱人が二代目、三代目と変わり、四代目取扱人が久蔵となった明治17年(1884)から、島松川を挟んで反対側にあった久蔵宅にて駅通所業務を開始した。

(2) 幾重にも重なる歴史が見られる史跡旧島松駅通所の変遷

1) 明治6年から明治16年までの史跡旧島松駅通所

① 建物の創建(建物：中山久蔵宅)

- ・ 現建物の創建は、久蔵が植田甚蔵所有の勇払会所であった小屋を購入し、明治6年(1873)移築し増築(現北広島市)したことからとされる。

② 建物の増築(建物：中山久蔵宅)

- ・ 勇払出張所より千年郡漁村山中(現恵庭市)における樹木の伐採許可を得て、明治7年(1874)には、中手座敷部分の建築に着手(または準備)し、現建物の増築を行う(増築範囲の詳細は不明)。

③ 井戸や蓮池、水田、暖水路、庭園の設置

- ・ 明治の始めに蓮池が造られ、明治11年(1878)には蓮栽培の良結果が得られたとの記録がある。同15年(1882)の「水田溝堀提案経費拝借願」の図面には、水田の排水先として現蓮池が見られる。
- ・ 井戸は、明治14年に天皇が北海道を巡行された時使用したものであるが、明治6年に作成された「新道出来方絵図」にもこの井戸が記載されている。
- ・ 明治6年(1873)に久蔵は赤毛(米)の試作に成功し、暖水路などの工夫をしながら、その後も比較的安定した栽培に成功していたことや、様々な農作物の試作に取り組んでいたことから、建物の周辺には、水田や暖水路、庭園があった。

④ 人々が立ち寄る休憩所及び島松駅通継替所

- ・ 札幌農学校(現北海道大学)の教頭であったW・S・クラークは、帰米する明治10年(1877)4月16日、久蔵宅に立ち寄り休憩した。同行してきた職員や学生たちと決別の際、この地において「boys, be ambitious」と言葉を遺し別れたと言われている。
- ・ 当時、駅通所はまだ現在の恵庭市側に置かれていたが、実質的な業務は徐々に中山宅に引き継がれていたと考えられ、明治13年(1880)には島松駅通継替所として、現建物が使用される。郵便物の継立所は当初「継替所」と称していた。

⑤ 明治天皇巡行の御昼行在所に指定(建物：中山久蔵宅・駅通継替所・行在所)

- ・ 明治14年(1881)には、現建物が明治天皇の北海道巡行の際の島松御昼行在所に指定される。それを受け、上手の10畳二間の増築と中手東側の8畳と6畳の改築が行われた。
- ・ 同年9月2日に島松の久蔵宅に到着した。明治天皇は、久蔵がこの日のために自宅に増築した島松行在所にて久蔵自作の米飯を食した。

2) 明治17年から明治30年までの史跡旧島松駅通所

① 中山久蔵における駅通所業務の実施(建物：中山久蔵宅・島松駅通所)

- ・ 明治17年(1884)、久蔵が四代目駅通取扱人となったことで久蔵宅にて島松駅通所の業務が始まり、明治30年(1897)に駅通所の業務を終えるまで中山家によって続けられた。

② 軟石造の石碑の設置

- ・ 建物周辺には、明治天皇が行在所として島松駅通所に訪れた後、そのことに関連して、久蔵は「駐蹕處」などの軟石造の碑を建立した。

3) 明治 31 年以降の史跡旧島松駅通所

① 行在所神社が祀られる（建物：中山久蔵宅・行在所神社）

- ・ 大正 5 年（1916）には、広島村（現北広島市）により、上手行在所部分買上げと小修理が行われる。
- ・ 行在所部分に神社（行在所神社）が祀られる。道路側には鳥居が設置され、建物南側は祭礼行事の際に利用され、ここが地域に祭礼行事の場として開放されていたことが伺える。民家の中に神社が設置されるというのは全国的にも珍しい例である。

② 広島村所有の建物になる

- ・ 大正 6 年（1917）久蔵から広島村へ、建物を寄付する申し出がなされる。

③ 島松行在所として国の史跡になる

- ・ 昭和 8 年（1933）に、明治天皇の島松行在所として国の史跡に指定される。その後昭和 11 年（1936）、国庫補助金により広島村が修理工事を行う。
- ・ 昭和 23 年（1948）には、日本各地の明治天皇の聖蹟とともに史跡指定が解除される。

④ 北海道の指定史跡になる

- ・ 昭和 43 年（1968）に、北海道の指定史跡となったことから、現況調査が実施され、翌年には北海道指定史跡島松駅通所跡保存修理事業に着手、昭和 45 年（1970）に工事が終了。
- ・ この際の工事図面からは、下手ダイドコロ部分の復原を行ったことがわかるが、復原年代や根拠等は不明である。

⑤ 国の指定史跡になる

- ・ 昭和 59 年（1984）7 月 25 日に、「旧島松駅通所」として国の史跡に指定される。
- ・ 同年から、7 年間をかけて「史跡旧島松駅通所保存修理工事」を実施。明治 14 年と思われる図面を基に、整備・復原を実施し、赤毛見本田や暖水路、説明板、消防設備などの周辺環境整備もこの際に実施された。

（3）中山久蔵の生活や交流から見られる人物像と農業の事績

1) 中山久蔵の生い立ち

- ・ 久蔵は、文政 11 年（1828）に河内国石川郡春日村（現 大阪府南河内郡太子町春日）で生まれた。
- ・ 嘉永 6 年（1853）に仙台に至り、仙台藩士・片倉英馬に従事、安政元年（1864）から蝦夷地警備のため蝦夷地白老に赴き、明治元年（1868）まで同藩士に従い、仙台・白老間を往来した。
- ・ 明治 2 年（1869）に「北海道起業の念」を生じた久蔵は、北海道移住を決意し、同年仙台藩士のもとを辞した。
- ・ 胆振国千歳郡島松に肥沃な土地があることを知り、明治 4 年（1871）に島松に移住。米を中心とした農作物の育成に力を注いだ。
- ・ 農業に取り組む一方、明治 17 年（1884）からは、交通の要衝であった札幌本道沿いの島松駅通所において、4 代目「取扱人」となり、産業発展の一翼を担った。

- ・ 久蔵は幾度となく米等を品評会に出品し賞状や褒章を受けており、困難とされていた道央以北の稲作の普及に尽力し北海道が大米作地帯となる礎を築いた。
- ・ 大正8年(1919)、多くの人々に惜しまれながら92歳で生涯を閉じた。

2) 中山久蔵が取り組んだ農作物づくり

- ・ 久蔵が島松に移住した明治4年(1871)に、6千坪を開墾し、収穫までを狩猟採集でしのぎながらも、ヒエなどの雑穀類の栽培に成功した。
- ・ 明治6年(1873)に、島松において水田50坪ほどを開墾し、渡島国亀田郡大野村から入手した、数種類の種子を蒔いた。暖水路などで水温を調整するなどしながら、一反あたりに換算して2石3斗(約345kg)の収穫があり、好結果を得た。
- ・ 明治12年(1879)からは全道の志望者に無償で種もみを配布するなど、寒冷地における稲作の普及に大きく貢献した。
- ・ 現在、北海道米として有名な「ゆめぴりか」や「ななつぼし」などは、久蔵が試作に成功し普及させた「赤毛」をルーツとする品種である。
- ・ 稲作の他にも久蔵は様々な農作物などの栽培に取り組んだ。明治11年(1878)に栽培した蓮池での蓮根の栽培を始めとして、山百合の栽培や、葡萄や桃の果樹栽培、養鯉、漆木の栽培など精力的に行った。

3) 中山久蔵と様々な人々との交流

- ・ 松本十郎 - 明治2年(1869)から同9年まで開拓使に所属した松本十郎は、開拓使大判官を務めた。明治5年(1872)十郎が島松に立ち寄り、当時開拓者に与えられていた一人分の扶助を勧めるが、自力で開墾したいとして、堅忍不拔、自助自立の精神が久蔵の強い信念であり、久蔵はこれを辞退した。十郎は、その後もたびたび久蔵を訪ねている。
- ・ 片岡利和 - 明治4年(1871)に侍従となった片岡利和は、明治天皇の命で明治21年(1888)から度々北海道視察を行っている。久蔵との交流は、明治天皇巡行後の明治24年(1891)、利和が北海道巡回の折、明治天皇より御土産物を賜ったものを届け、この後、親交が深まったことが中山家の口伝及び書簡により知ることができる。
- ・ 松林哲五郎 - 明治13年(1880)に北海道を旅した松林哲吾郎の旅行記「北海紀行」には、「中山久蔵という開拓者の家の旅宿に泊まった」との記録がある。また、当時の島松地域の様子や久蔵が取り組む稲作の状況が細かく記されている。
- ・ 酒匂常明 - 明治25年(1892)、北海道財務長官となった酒匂常明は、着任後すぐに久蔵の家を訪ね、長い時間稲作について話し合った。常明はここでの久蔵の体験談から、稲作の可能性や実現性を確信したといい、各地で稲作を奨励して回った。久蔵も常明の後ろ盾を得て、各地へ稲作栽培のコツを話して回りながら種もみを届け続けた。
- ・ 船津伝次平 - 幕末から明治時代にかけて活動した篤農家。船津伝次平の書である「北海道農事問答」には、伝次平が久蔵宅に宿泊し、農業の先駆者としての取り組みについて質問し、久蔵が答える様子が記されている。
- ・ 道内各地での交流 - 久蔵は道内で稲作を志す人々に対して「赤毛」の種もみを無償で配布し、時には米作指導のために各地に赴いている。

2. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

史跡旧島松駅通所保存活用計画に基づき、旧島松駅通所の重層する歴史的価値や魅力を守りわかりやすく伝える整備を行う。

(2) 基本方針

1) 本質的価値の保存に関する整備

- ・ 本質的価値を損ねない駅通所の保存修理や耐震補強修理の実施
- ・ 本質的価値を損ねない石碑等の保存修理の実施
- ・ 駅通所や石碑等の保存修理にあたり、必要となる場合は詳細調査を実施
- ・ 防火・防災・防犯設備の計画的な整備・更新

2) 史跡の重層する歴史的価値を顕在化し分かりやすく伝える整備

- ・ 史跡の本質的価値である駅通所時代にみられた機能や往時の空間を体感し、史跡の価値の理解を促す整備や展示
- ・ 駅通所時代以降に設置された、機能や空間の理解を促す展示
- ・ 島松の地が交通の要衝となった背景を伝える、河川流域や地形、道などの周辺環境を理解する仕組みづくり
- ・ 中山久蔵宅から一部行在所、駅通所となり増改築を重ねた島松駅通所建物の変遷と価値、魅力を効果的にわかりやすく伝える整備や展示
- ・ デジタル技術を活用した展示手法の導入
- ・ 観覧をわかりやすく誘導するサインやマップの設置や照明計画
- ・ 展示の理解を深める取組みの充実（体験メニューの提供、ガイドの充実）
- ・ 史跡の本質的価値を伝えるにあたり、必要となる場合は詳細調査を実施

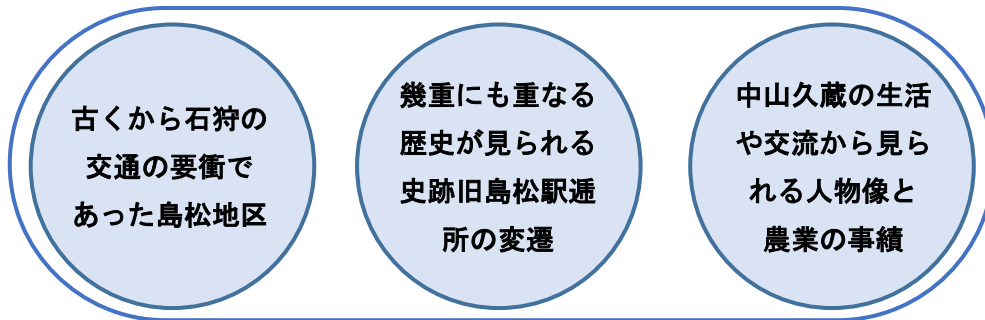
3) 史跡を活かした地域づくりに貢献する整備

- ・ 多様な観覧者に対する様々な形での情報発信の充実
- ・ 教育機関と連携した学びの場としての積極的な活用
- ・ 観光プログラムなどと連携した賑わいを創出する取組の推進
- ・ 史跡を活用するにあたり、誰もが訪れやすい場とするため、ユニバーサルデザインの整備を実施
- ・ 史跡指定地の周辺に、自然環境や景観と調和した憩いの空間の整備

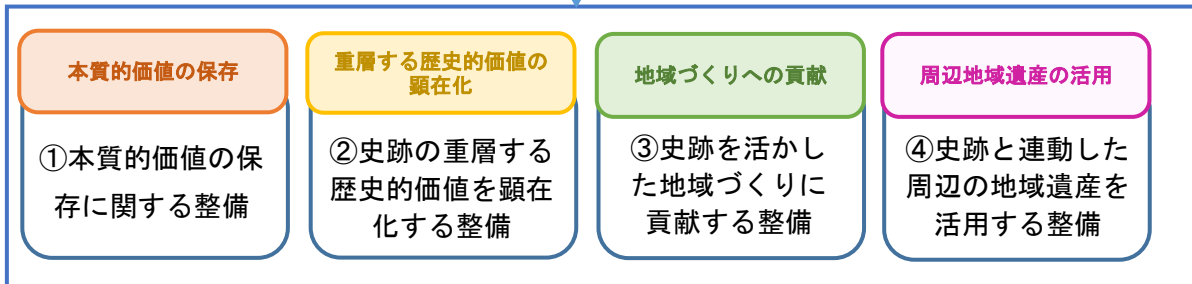
4) 史跡と連動した周辺の地域遺産を活用する整備

- ・ 史跡指定地の周辺地域に点在する自然遺産や歴史遺産と史跡旧島松駅通所を合わせて情報発信、活用することで相互の魅力を高める仕組みづくり
- ・ 北広島市全域に点在する自然・歴史遺産と史跡旧島松駅通所との連携
- ・ 全道の駅通所が遺存(碑も含む)する自治体等と歴史や魅力を発信していくための協力関係づくり

■整備によって伝えたい歴史的価値



■整備の基本方針



■整備の基本方針図

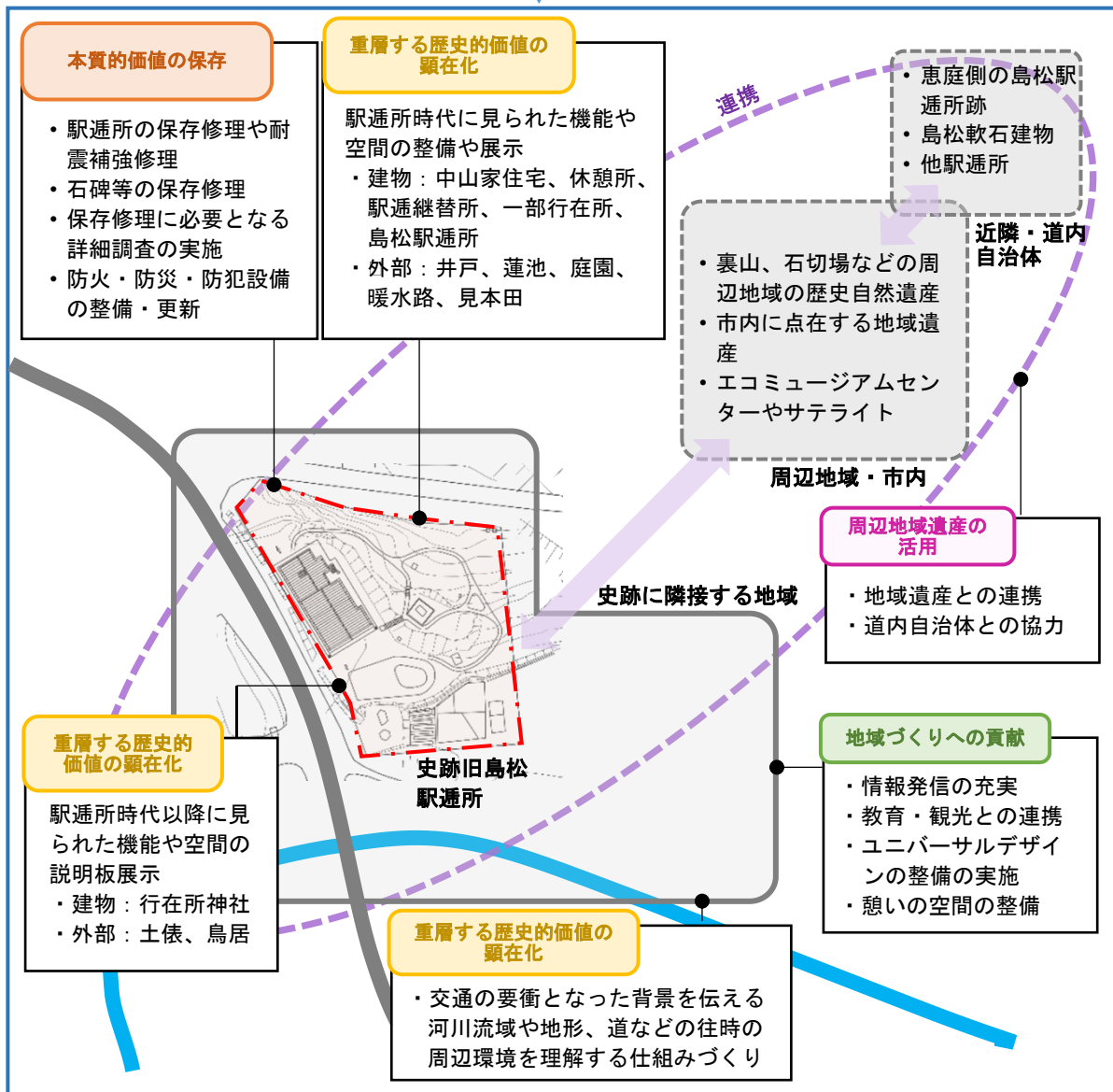


図 4-2-1 整備によって伝えたい価値と整備の基本方針図